

主 文

原判決を破棄する。
被告人を禁錮一年および罰金二、〇〇〇円に処する。
右罰金を完納することができないときは、金四〇〇円を一日に換算した
期間被告人を労役場に留置する。
被告人の本件控訴を棄却する。

理 由

被告人の本件控訴趣意は、弁護人片岡政雄名義の控訴趣意書の記載と同じであ
り、検察官の本件控訴趣意は、福島地方検察庁検事正野中光治名義の控訴趣意書の
とおりで、これに対する答弁は、右弁護人名義の答弁書の記載と同じであるから、
いずれもこれを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点（法令の適用の誤り）について、（省略）

検察官の控訴趣意中法令の解釈の誤りを主張する部分について、

原判決は、本件公訴事実中、被告人が昭和三八年九月二八日午後五時五〇分頃、
福島市a字bc番地のA道路において、呼気一リットル中一ミリグラム以上のアルコ
ール分を保有し、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態
で普通貨物自動車（以下「普通自動車」という）を運転したとの第二の公訴事実につ
き、被告人が右日時場所で呼気一リットル中一ミリグラム以上のアルコール分を
保有しながら普通貨物自動車を運転した事実を証拠により認定したが、アルコ
ールの影響により正常な運転ができないおそれとは、正常な運転の能力に支障を
惹起する抽象的な可能性一般を指称するものではなくその可能性が具体的に相
当高度な蓋然性をもたなくてはならないと認められ、右公訴事実について被告
人に対し無罪を言い渡した。これに対し論旨は、原判決は明らかに法令の解釈を
誤つたものであると主張するので、以下これを検討する。

道路交通法一一八条一項二号前段（昭和三九年法律九号道路交通法の一部を改
正する法律以前のもの、以下同じ）の罪が成立するには、まず運転者が同法六
五条の規定（酒気帯び運転の禁止）に違反したものであることを前提としてい
るから、血液一ミリリットル中〇・五ミリグラムまたは呼気一リットル中〇・二
五ミリグラム以上のアルコール分を保有する状態にあり、そしてそのアルコ
ールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれのある状態にあること
が必要であつて、この二つの要件が満たされなければならないことは同法条
および同法施行令二七条の各規定から明らかである。ところで、右六五条と一
一八条一項二号の各規定の法意は、酒気帯び運転および、酒酔い運転がきわ
めて危険な行為であつて、それが原因となつて重大な事故を発生させ、人の
身体、生命、財産を侵害することが多いところから、これを防止しようとい
うところにあるという〈要旨〉点は検察官所論のとおりである。しかしなが
ら、道路交通法は六五条で酒気帯び運転を禁止しているが、単なる〈要旨〉
酒気帯び程度の段階にあるものについては処罰の対象とはせず、一八条
一項二号で六五条に違反する酒気を帯びた者が、酒に酔いの状態、すなわ
ちアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれのある状態
で、車両等を運転した場合にはじめて処罰し得るものとしているのである。か
ような一八条一項二号が六五条の違反を前提とし、さらに、これに「酒に酔
い」の状態を要件に加えているところからすれば、検察官所論のように、道
路交通法一一八条一項二号の正常な運転ができない「おそれ」とはアルコ
ールの影響が軽微でも正常な運転ができなくなる可能性があればそれで足り
ると解することはできない。けだしアルコールの作用は、道路交通法六五
条の酒気帯びの程度でも、人の精神活動に作用し、「速断」すなわち判断を誤
ることが多くなるという危険な状態をひき起す可能性が絶対にはないとい
へないからである。この意味において、右にいう「おそれ」とは、正常な運
転の能力に支障を惹起する抽象的な可能性一般を指称するものではなく、そ
の可能性は具体的に相当程度の蓋然性をもつものでなければならぬと解す
べきであつて、結局においてこれと同旨に帰すると認められる原判決の見解
は正當といふべきであり、したがつてその可能性の有無は具体的個別的に判
断しなければならないわけである。そこで被告人の本件の場合に果して正
常な運転ができないおそれのある状態であつたか否かを調査するに、原審証
人B、同Cの各証言、被告人の検察官に対する供述調書、司法警察員作成の
酒気帯び状態報告書によれば、被告人は本件事故のあつた当日D温泉の川
原で職場同僚の親睦をはかる芋煮会が開かれたので、福島市の農協事務
所前から普通貨物自動車の後部荷台に職員および道具類を乗せて、当日
午後二時半頃右会場に運搬した。その後被告人は右貨物自動車亡妻の実家
に行き、同所に午後三時頃から午後四時頃までいたが、その間焼酎約

一・五合を飲酒し、午後四時半頃再び芋煮会場の会場に戻つた。右会場ではさらには清酒
約二・五合を飲み、午後五時頃後部荷台に道具を積み、さらに乗せ速度
手を六〇粒、八〇粒、一〇〇粒と出して実演し、助手席の同乗者からあま
しめておき、事故現場から三〇〇米ないして間もなり自車を横転させ
た。右事故発生後一時間四分を経過した同日午後七時三〇分頃福島警
察員の検査では、被告人の呼気一リットル中一・〇ミリグラムアルコ
有していたが、酒臭があるほか、歩行、直立、言語等はいずれも正常
が認められる。右の事実関係と、原審証人E、同Fの各証言によつて認
被告人の平素の運転ぶりは比較的上手で、慎重さも普通であり、乱暴
かつたのに、本件の場合、舗装もされていない道路で、乗車設備の施
貨物自動車の後部荷台に飲酒した六名の者を乗せているのにかかわら
六〇粒ないし一〇〇粒のスピード実演をした事情などを総合して判断す
人は本件当時道路交通法一一八条一項二号のいう「酒に酔い」（アル
により車両等の正常な運転ができないおそれがある）の状態にあつた
のに十分であつて、当審における事実取り調べの結果、ことに当審鑑
鑑定書および証人Gの証言によつても右の事実はより一層明らかであ
も、原審鑑定人H同Iの各鑑定書には、被告人が飲酒した場合にも自
障をきたすほどの影響はない旨の記載があるが、右各鑑定の結果は前
ころに照らし採用しがたい（Hの鑑定書では本件当日被告人が飲酒し
一・五合、清酒約二・五合であるのに、何故か被告人に対する飲酒試
少量の焼酎約二二〇cc、清酒約二五〇ccを飲酒させている）。

以上の次第で、原判決は事実認定を誤り、有罪を認めうる公訴事実第二の酒酔い
運転の点について無罪を言い渡したものであつて、原判決の右の誤りは判決に影響
を及ぼすことが明らかであるから、この点において原判決は破棄を免れない。論
旨は結局において理由がある。

そして右の事実と原判決が有罪を認定した原判示第一および第二の各事実とは併
合罪の関係にあるので原判決はその全部について破棄すべきものである。
よつて、弁護人の控訴趣意中量刑不当を主張する部分も後記のとおりその理由が
ないので刑法三九六条により被告人の本件控訴を棄却し、検察官の控訴趣意中量
刑不当を主張する部分は後記自判の際自ら示されるので、ここではその判断を省略
し、同法三九七条一項、三八二条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により
当裁判所においてさらにつぎのとおり判決する。

（当裁判所の認定した罪となるべき事実）

第三、被告人は、昭和三八年九月二八日午後五時五〇分頃、福島市a字bc番
地のA道路において、呼気一リットル中約一ミリグラムアルコールの影響により正常な
運転のできないおそれのある状態で普通貨物自動車を運転したものである。

（証拠の標目）（省略）

（法令の適用）

原判決の確定した原判示第一および第二各事実ならびに当審認定の右第三の事実
に法律を適用すれば、原判示第一の点はいずれも刑法二二一条前段、罰金等臨時措
置法二条一項、三条一項一号に、同第二の点は道路交通法五五一条一項、一二〇条一
項一〇号、罰金等臨時措置法二条一項に、判示第三の点は昭和三九年六月一日法律
九一号道路交通法の一部を改正する法律附則一七項により改正前の道路交通法一
八条一項二号、六五条同法施行令二七条、罰金等臨時措置法二条一項に各該当す
ところ、本件の事実中原判示第一の業務上過失致死傷の罪については、被告人の無
謀な貨物自動車の運転により右自動車運転の事故をひき起し、これに同乗してい
自ら守るべきすべのない九名の者に対し三名は死亡、六名は重軽傷を負わせたも
のでその責任はきわめて重いものといわなければならない。その他被告人の経歴、
資産状態、家族関係、前科のないこと、本件犯行の動機、態様、犯行後の事情など
諸般の情状を斟酌して量刑すべく、原判示第一の所為は一個の行為で数個の罪名に
触れる場合であるから、刑法五四条一項前段、一〇条により最も重いJに対する業
務上過失致死罪の刑をもつて処断することとし、以上は同法四五条前段の併合罪で
あるから、原判示第一の罪については禁錮刑を、判示第三の罪については懲役刑を
各選択し、原判示第一の罪と判示第三の罪については同法四七条本文、一〇条によ

り重い前者の罪の刑に同法四七条但書の制限に従い法定の加重をなし、これと原判示第二の罪の刑とは同法四八条一項本文により併科し、その刑期および金額の範囲内で被告人を禁錮一年および罰金二、〇〇〇円に処し、右罰金を完納することができないときは同法一八条により金四〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、原審および当審における訴訟費用は刑訴法一八一条一項但書により全部被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤寿郎 判事 小嶋弥作 判事 杉本正雄)